

新型コロナウイルス感染症流行下における海外留学渡航方針 ワクチン接種が留学先から求められている場合

以下の要件をすべて満たす場合には、海外渡航を妨げません。ただし、3か月未満の留学プログラムは対象外とする。

【要件1】：渡航先の国・地域および大学が以下の状況にあること

渡航先の国・地域が外務省の危険情報レベル1以下、および感染症危険情報レベル3以下であり、留学に必要な査証が取得でき、渡航先の大学等が留学の受入を許可していること

【要件2】：学生および保証人が以下についてすべて承諾すること

- ① 渡航先および日本が定める防疫措置に対する規則等に則った行動ができること
- ② 学生および保証人が渡航先の国における外務省の危険情報や感染症危険情報、および感染症危険情報がレベル1以下でない場合のリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を負うこと
- ③ 渡航後に帰国勧告が発出される場合などには渡航先の在外公館、大学等や本学からの指示に従うこと
- ④ 必要書類を渡航1か月前までに提出していること

【要件3】：学生が以下についてすべて遵守すること

- ① 渡航先の国・地域の最新の感染状況を常時把握するとともに、感染防止策、医療体制、大学の感染予防体制、帰国ルートが十分に整っていること、また感染した場合の現地で取るべき行動、相談機関・医療機関等を確認していること
- ② 留学に関して保証人および指導教員の了承を得ていること
- ③ 原則として、新型コロナウイルスのワクチン接種（所定の全接種回数）を完了し、ワクチン接種証明書を渡航までに得ていること、および2回目のワクチン接種後、渡航まで14日間以上経過していること
- ④ 新型コロナウイルス感染症にも対応する保険に加入していること
- ⑤ 本学や渡航先大学、奨学金支給機関等において、個別の要件、手続きや提出期限がある場合は、それを遵守していること
- ⑥ 渡航に際し海外渡航安否確認システム（留学生危機管理サービス OSSMA）、外務省の海外渡航登録「たびレジ」、渡航先の在外公館の在留届に渡航情報を登録すること